

8 畜産

【解説】

ここには、「畜産統計調査」及び「牛乳乳製品統計調査」結果から、飼養戸数、飼養頭(羽)数、生乳生産量と処理量、牛乳等生産量、乳製品生産量等に関する統計を収録した。

1 調査の概要

(1) 畜産統計調査

ア 調査対象

全国の乳用牛飼養者（おすのみを飼養している場合を除く。）、肉用牛飼養者、豚飼養者、採卵鶏飼養者（成鶏めすの飼養羽数が1,000羽以上の飼養者（ひなのみ及び種鶏のみで、それぞれ1,000羽以上飼養する者を含む。））及びブロイラー飼養者（ブロイラーの年間出荷羽数が3,000羽以上の飼養者）を対象とした。

ただし、飼養者が複数の畜種を飼養している場合は、それぞれの畜種別に調査の対象とし、複数の飼養地（畜舎）を持ち、個々に要員を配置して飼養を行う企業体のような場合は、それぞれの飼養地（畜舎）を1飼養者とした。

ここでいう飼養者とは、家畜を飼養する全ての者（個人又は法人）のことであり、学校、試験場等の非営利的な飼養者を含む。

また、乳用牛及び肉用牛については、令和2年2月1日現在の数値から牛個体識別全国データベース、乳用牛群能力検定成績などのデータを活用して集計する方法に変更した。

イ 調査（集計）期日

平成31年2月1日現在及び令和2年2月1日現在で調査（集計）した。

ウ 調査（集計）方法

調査対象者が調査票に直接記入する自計調査とし、オンライン又は郵送により調査票の配布・回収を実施した。

また、乳用牛及び肉用牛における品種別の飼養頭数等は、独立行政法人家畜改良センターが管理する牛個体識別全国データベース等の情報により集計した。

(2) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査対象

調査の対象は、全国の牛乳処理場及び乳製品工場（以下「処理場・工場」という。）とした。ただし、乳製品工場のうち、アイスクリームのみを製造する工場で年間製造量が5万リットルに満たないものは除く。

イ 調査期間

平成30年（1月～12月）及び令和元年（1月～12月）の各1年間を調査期間とし、基礎調査は12月末日現在、月別調査は毎月末日現在で実施した。

ウ 調査方法

(ア) 基礎調査

民間事業者が調査対象処理場・工場に郵送により調査票を配布・回収する自計調査又は政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）により調査対象処理場・工場が入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

(イ) 月別調査

民間事業者が調査対象処理場・工場に郵送により調査票を配布・回収する自計調査又はオンライン調査システムにより調査対象処理場・工場が入力した電子調査票を民間事業者がオンラインにより回収する自計調査として実施した。

2 調査上の主な約束事項（用語の定義・約束）

乳用牛	<p>搾乳を目的として飼養している牛及び将来搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛をいう。したがって、畜産統計調査の調査対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除く。</p> <p>乳用牛、肉用牛の区分は利用目的によることとし、めすの未經産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とする。</p> <p>ただし、搾乳の経験の牛を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中のものは肉用牛とせず乳用牛とする。</p>
肉用牛	<p>肉用を目的として飼養している牛をいう。</p> <p>肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分する。したがって、乳用種のおすばかりでなく、未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とする。</p> <p>ただし、乳用牛の廃牛を肥育しても肉用牛には含めない。</p>
肉用種の肥育用牛	<p>黒毛和種、褐毛（あか毛）和種、無角和種、日本短角種等の和牛のほか、ヘレフォード、アバディーンアンガス等外国系統牛の肉専用種を肉牛として販売することを目的に飼養している牛（種おすを含む。）をいう。</p>
肉用種の子取り用めす牛	<p>子牛を生産することを目的として飼養している肉専用種のめす牛をいう。</p> <p>なお、肉用牛生産者が飼養している場合は、ホルスタインを子取り用として和牛等の繁殖用に利用するものであり、二次的に乳の生産が行われたとしても、飼養目的から肉用牛（乳用種）として取り扱う。</p> <p>ただし、ホルスタインの飼養が搾乳を目的と判断される場合は、肉用牛に含めない。</p>
乳用種	<p>ホルスタイン種、ジャージー種等の乳用種のうち肉用を目的に飼養している牛をいう。</p>
豚	<p>肉用を目的として飼養している豚をいう。</p>
肥育豚	<p>自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。</p>
子取り用めす豚	<p>生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいう。</p>
種おす豚	<p>生後6か月以上で種付けに供することを目的として飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けに供することが確定している豚をいう。</p>
その他	<p>肥育豚、子取り用めす豚及び種おす豚以外の豚をいう。また、肥育用のもと豚として販売する場合にはここに含めた。</p>
採卵鶏	<p>鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。</p>
種鶏	<p>採卵用のひなの生産を目的として、種卵採取を行うための鶏をいい、おす及び種卵採取を行う予定のひなを含む。</p>
ブロイラー	<p>当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」、「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含めない。</p> <p>なお、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏及び銘柄鶏も含まれる。</p>

出荷羽数	前年の2月2日から当年2月1日までの1年間に出荷した羽数をいう。2月1日現在で飼養を休止し、又は中止している場合でも、年間3,000羽以上出荷した場合は、その飼養者の出荷羽数を含めた。
飼養羽数	2月1日現在で飼養している鶏のうち、ふ化後3か月未満で出荷予定の鶏の飼養羽数をいう。
生乳	搾乳したままの人の手を加えない牛の乳をいう。
牛乳等	飲用牛乳等に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたものを総称して牛乳等という。
飲用牛乳等	直接飲用に供する目的又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいう。
牛乳	生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、乳等省令に沿って製造されたものをいう。
加工乳	生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。
成分調整牛乳	生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。
乳飲料	生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料をいう。
はっ酵乳	乳又はこれと同等以上の無脂乳固形分を含む乳等を乳酸菌又は酵母ではっ酵させ、糊状若しくは液状にしたもの又はこれらを凍結したものをいう。
乳酸菌飲料	乳等（乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品をいう。）を乳酸菌若しくは酵母ではっ酵させたものを加工し、又は主要原料とした飲料（はっ酵乳を除く。）をいう。
乳製品	粉乳、バター、クリーム、チーズ、れん乳、アイスクリーム等をいう。
生乳の移出(入)量	処理場・工場が県外の生産者・集乳所又は処理場・工場から生乳を受乳した量を移入量といい、生産者・集乳所又は処理場・工場が県外の処理場・工場へ生乳を送乳した量を移出量という。
生乳処理量	牛乳等及び乳製品を製造するために仕向けた生乳の量等をいう。
牛乳等向け	牛乳等に仕向けたものをいう。
業務用向け	牛乳等向けのうち、製菓用や飲料用等の食品原料用（製造・加工用）の牛乳、成分調整牛乳及び加工乳をいう。
乳製品向け	生乳のまま乳製品に仕向けたものをいう。
その他	輸送や牛乳乳製品の製造工程で減耗したもの等をいう。 なお、自家飲用及び子牛のほ乳用等で処理したものもここに含めた。